

## 骨太方針 2015・2016 及び経済・財政一体改革推進委員会 第2次報告における記載(パフォーマンス指標関連)

### 経済財政運営と改革の基本方針 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）抜粋

#### 第3章 「経済・財政一体改革」の取組—「経済・財政再生計画」

##### 3. 目標とその達成シナリオ、改革工程

(改革工程の明確化)

##### (4) 評価体制

計画に沿って「経済・財政一体改革」が着実に進展しているかどうかをチェックするため、経済財政諮問会議に有識者議員を中心として専門調査会を設置し、速やかに改革工程、KPIを具体化するとともに、改革の進捗管理、点検、評価を行う。

また、各府省庁は所管の予算について、KPIとの関係において政策効果をフォローアップし、公表する。また、国から地方への財政移転を伴う予算(補助金・交付金)について、予算の所管府省庁は、自治体に対して施策に対応するパフォーマンス指標の設定を求める。専門調査会においては計画の中間時点(2018 年度)において、それらの評価を行い、結果をその後の改革に反映する。

##### 5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

##### [3] 地方行財政改革・分野横断的な取組等

(国と地方を通じた歳出効率化・地方自治体の経営資源の有効活用)

社会保障、社会資本整備など国が法令や国庫支出金等で基本的枠組みを定めている分野について、パフォーマンス指標を「見える化」し、関係法令等を見直す。それを踏まえ、国庫支出金や地方交付税の配分等を見直す。また、BPRの手法を活用した業務改革モデルプロジェクトの実施による官民協力した優良事例の創出と全国展開、公共サービスイノベーションにおける優良事例の全国展開を加速する。

## 経済財政運営と改革の基本方針 2016（平成 28 年6月2日閣議決定） 抜粋

### 第3章 経済・財政一体改革の推進

#### 3. ワイズ・スペンディングの仕組みの強化

（国庫支出金のパフォーマンス指標）

国が地方自治体に対して支出する国庫支出金については、地方財政に占める割合が相当規模になっていることや最終的な予算執行までの資金の流れが多段階になるため、国の支出段階のみでのPDCAだけでは、実際の予算執行の現場に手の届くものとはならないことに鑑み、成果の向上と「見える化」に一段の工夫が必要である。その際、国庫支出金の性格に応じた対応が必要である。

まず、法令等により必ず支出することになっている国庫支出金は、関連する取組を含めた制度全体の検討を進めることで、制度ごとに予算の有効活用や政策目的の実現を図っていく。

一方、地方の裁量度の高いものについては、地方の創意工夫を引き出し、実情に応じた取組を促すことが重要である。このため、国庫支出金の性格に応じ、その政策目的が実現したかどうかを地方自治体ごとに評価する指標（国庫支出金のパフォーマンス指標）の設定・評価のための分野横断的仕組みを構築する。国庫支出金のパフォーマンス指標の設定等に当たっては、行政事業レビューの成果指標（国レベルのアウトカム指標）と整合的かつ一体的に行うことが必要である。

所管府省庁は、地方の裁量度の高い分野について、国庫支出金のパフォーマンス指標の設定を求めるとともに、その配分に当たっては、地方自治体ごとの取組状況や達成度合い等に応じてメリハリをつける。あわせて、国庫支出金ごとに、地方自治体への交付状況や達成状況の評価について「見える化」するとともに、データに基づく自治体間の比較により、先進・優良事例の積極的な展開を図る。

## 2 改革初年度(2016年度)のスタートダッシュ

### [4]教育、産業・雇用等

#### (2)国庫支出金に関するパフォーマンス指標を活用した実効性あるPDCA

##### (i)パフォーマンス指標による国・地方を通じたPDCAの意義

国庫支出金は、最終的な予算執行までの資金の流れが多段階になるため、国の支出段階のみでのPDCAでは、実際の予算執行の現場に手の届くPDCAとはならない。

このため、予算を国から地方自治体に配分した後も、その予算が有効に使用され、所期の政策目的が実現したかについての評価を行い、その結果を次年度以降に活かしていくことができるよう、国と地方を連結させたPDCAの仕組みが必要である。また、地方の創意工夫を引き出し、地方の実情に応じた賢い予算の執行を促すことも重要である。(特に裁量度の高い各種交付金を中心に、PDCAをしっかりと機能させることが重要である。)

##### (ii)パフォーマンス指標の設定、経費の性格に応じた留意点

予算を最終的に執行する地方自治体が当該国庫支出金による事業の成果目標を設定、ないし国と共有し、その評価を行う仕組みを、国の全府省の国庫支出金について横串を通して構築することが必要であり、国庫支出金ごとに、その事業の実施により達成すべきアウトカムの目標をパフォーマンス指標として設定する。その際、事業ごとに、地方独自の工夫の余地や国による関与の強さの違いに応じて、①地方が指標及びその数値を自ら提案し、所管府省庁と合意の上で設定するもの、②国が指標を特定し、地方が自らの実情に応じて具体的な数値を設定するもの、③国が指標及びその数値を全国一律に設定し、地方と共有するもの、といった設定の仕方が考えられる。具体的には、所管府省庁は、パフォーマンス指標の設定、評価・「見える化」、次年度以降の反映方法等の仕組みを交付要綱等に明記する等が考えられる。

国庫支出金の中には、法令等により必ず支出することになっているものがある。これらは、予算執行の結果としての成果で管理するよりも、制度全体としての見直しを進めることで予算の有効活用や政策目的の実現を図っていくべきである。本推進委員会の各WGにおいて、引き続き、改革工程表、KPI(国のKPIが地方自治体のパフォーマンス指標に相当)に基づくPDCAを進めていくことが重要である。また、国の総合的な計画に基づき地方自治体が支出する経費についても同様に対応することが求められる。

(iii) パフォーマンスの「見える化」・次年度以降への反映及び行政事業レビューとの連携

所管府省庁は、国庫支出金ごとに、地方自治体への国庫支出金の交付状況や、パフォーマンス指標の達成状況の評価について「見える化」するとともに、データに基づく自治体間の比較により、好事例の積極的な展開を図る。

所管府省庁は、国庫支出金の性格に応じ可能な限り、次年度以降の地方自治体ごとの国庫支出金の配分に、取組状況やパフォーマンス指標の達成度合い等に応じてメリハリをつけ、ワイズ・スペンディングの実現を目指すべきである。特に、予算金額が大きいもの、政府の重要課題に対するものについては、そのパフォーマンスの十分な検証が必要である。

国庫支出金の経費を対象にして設定するパフォーマンス指標(各地方レベルの数値)と、事業を対象にして設定されている行政事業レビューの成果指標(国レベルでの数値)は表裏一体のものとなるため、両者で指標を統合的に設定し、一体的に連携してPDCAを推進することが重要である。また、新たにパフォーマンス指標を設定するに当たっては、行政事業レビューの成果目標の妥当性を十分に検証したうえで、国レベルでの成果目標を地方に展開することが必要である。

(iv) パフォーマンス指標に関する今後の検討の方向性

国庫支出金の事業の現状の把握のため、内閣府において所管府省庁を対象に調査を実施する(金額、内容、行政事業レビューにおける成果指標、地方独自の工夫の余地等)。

社会保障、社会資本整備、教育等の分野については、各担当WGにおいて、工程表・KPIに基づき制度改革を推進するとともに、予算執行段階でパフォーマンス指標に基づくPDCAを推進する必要があるものについて、それぞれ取組を推進する。これら以外の国庫支出金については、教育、産業・雇用等WGにおいて、一定の金額以上または重要であると判断される国庫支出金について、所管府省庁からヒアリングを実施する。調査・ヒアリングで明らかになった実態や課題等をもとに、国庫支出金の性格に応じ、具体的な検討を進め、国庫支出金のパフォーマンス指標の設定に関する横串を通した全体の仕組みを構築する。

また、補正予算に計上される国庫支出金については、事業が単年度の実施であることや、経済対策として実施されることなど、当初予算に計上されるものと異なる性格があることから、それらを踏まえ、PDCAをどのように徹底するか、検討を進める。

経済・財政再生計画 改革工程表

|             | 集中改革期間   |                 |  |        | 2019年度                             | 2020年度～                        | KPI (第一階層)   | KPI (第二階層)  |
|-------------|--|-----------------|--|--------|------------------------------------|--------------------------------|--|---|
|             | 2014・2015年度<br>《主担当府省庁等》   | 2016年度          | 2017年度   | 2018年度 |                                    |                                |  |   |
| 地方行政の「見える化」 | 通常国会   | 概算要求<br>税制改正要望等 | 年末   | 通常国会   |                                    |                                |  |   |
|             | <p>＜⑧公共サービス関連情報の「見える化」、エビデンスに基づくPDCAサイクルの抜本的強化＞</p> <p>＜⑨法令・国庫支出金等で基本的枠組みを定めている分野におけるパフォーマンス指標の「見える化」と関係法令等の見直し、それを踏まえた国庫支出金等の配分の見直し＞<br/>《制度所管府省庁担当局》</p> <p>＜⑩法令・国庫支出金等で基本的枠組みを定めている分野におけるパフォーマンス指標の「見える化」と関係法令等の見直し、それを踏まえた地方交付税の配分の見直し＞<br/>《総務省自治財政局》</p>       |                 |  |        |                                    |                                |  |   |
|             | <p>公共サービス関連情報の「見える化」について、具体的に検討(内閣府において取りまとめ、経済財政諮問会議においても議論)</p>  |                 | <p>左記の検討結果に基づき実施</p>   |        |                                    |                                |  | <p>・都道府県別の住民一人当たり行政コストとその財源内訳(地方税・地方交付税・国庫支出金等)</p> |
|             | <p>法令・国庫支出金等で基本的枠組みを定めている分野(例えば医療、介護、教育等)におけるパフォーマンス指標(各府省庁の行う規模が一定以上である等の主要な事業に対する成果を計測する指標)を行政事業レビューの成果目標も参照しつつ具体的に検討・特定(内閣府において取りまとめ、経済財政諮問会議においても議論)</p>   |                 | <p>パフォーマンス指標の進捗状況を「見える化」し、行政事業レビューの取組とも連携しつつ、各府省庁、各自治体自らが成果を評価したり類似団体間で比較可能とする</p> |        | <p>左記の「見える化」を踏まえた国庫支出金等の配分の見直し</p> | <p>左記の見直しを踏まえた地方交付税の配分の見直し</p> | <p>都道府県別の一人当たり行政コストとその財源内訳(地方税・地方交付税・国庫支出金等)の「見える化」を行い、比較可能な状態にすることで、その経年変化のモニタリング等を行う。その際、都道府県とも、域内の基礎自治体の情報を共有し、連携して取り組む</p> |   |
|             | <p>国庫支出金の事業の現状の把握のため、所管府省庁を対象に調査を実施し、一定の金額以上または重要であると判断される国庫支出金について、所管府省庁からヒアリングを実施。調査・ヒアリングで明らかになった実態や課題等をもとに、国庫支出金の性格に応じ、具体的な検討を進め、国庫支出金のパフォーマンス指標の設定に関する横串を通じた全体の仕組みを構築。地方の活性化を目指す補助金等のうち、自治体を介さない補助金等についても、自治体の取組との整合性や地方独自の工夫の引き出しも含め、ワイス・スペンディングに向けた検討を行う。</p> |                 |  |        |                                    |                                |  |   |
|             | <p>《内閣府政策統括官(経済社会システム担当)》</p>  |                 |  |        |                                    |                                |  |   |